

●香川県告示第54号

香川県管理港湾引田港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量	能 力
水域施設（泊地）	川向泊地	東かがわ市引田字川 向2768番地27地先	面積 2,188㎡ 水深 -2.5m	
係留施設（物揚 場）	川向2号物揚 場	東かがわ市引田字川 向2768番地27	延長 107.0m エプロン幅 6.0m 水深 -2.5m	対象船舶 3～10t、16 隻
港湾環境整備施 設（緑地）	川向緑地	東かがわ市引田字川 向2768番地25	面積 909㎡	
保管施設（野積 場）	川向2号野積 場	東かがわ市引田字川 向2768番地26	面積 650㎡	